



2023年度 入門講義 法律

作成者 紺野 健老

第1部 憲法

1 憲法とは...

- 憲法は、国民の基本的な権利（人権）や国の統治の在り方について定めた「**国家の基本法**」である。
 「日本国憲法」（全103条）は、大きく3つの分野から構成される。
- ・総論部分：前文・天皇（1～8条）・戦争放棄（9条）・憲法改正（96条）について規定
 - ・**基本的人権**：憲法上、国民に保障された権利（10～40条）を規定
 - ・**統治**：国会（41～64条）・内閣（65～75条）・司法（76～82条）・財政（83～91条）・地方自治（92～95条）などの**組織・制度について規定**（41～95条）

2 憲法の位置づけ

憲法は、**国の最高法規**で国家の基本法である。

法の効力：憲法 > 条約 > 法律（国会が制定） > 命令（国の行政機関が制定） > 条例（地方公共団体の議会が制定）

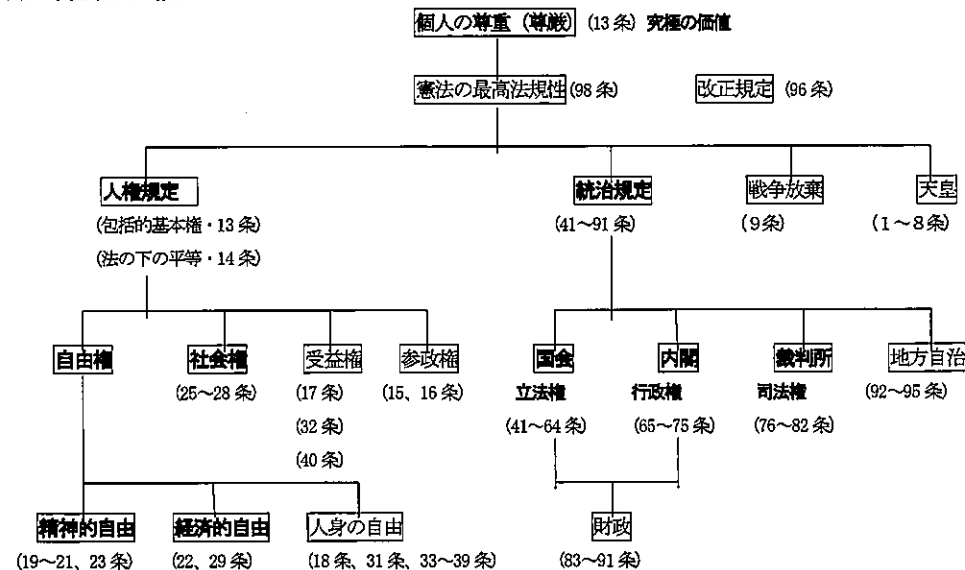
日本国憲法98条1項

「この憲法は、**国の最高法規**であって、その条規に反する法律、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない」

例) 女性専業主婦法（法律）——→ 憲法14条（法の下での平等）に反し（違憲）、無効（認めない）

※憲法が法の中で一番力が強い。よって、憲法の規定に反する、矛盾する法律や命令等は無効。「女性専業主婦法」という法律自体は国会で定めることは可能（原則として、衆議院、参議院で出席者の過半数の賛成で成立）だが、憲法14条の「法の下での平等（性別で差別してはいけない）」に明らかに反する内容なので、このような法律を制定しても無効（法として認められない）。

★日本国憲法の構成 ※太字の箇所が試験対策上重要



3 日本国憲法の特徴

憲法とは国家権力を拘束して、国民の権利・自由を守る基本法をいう。

→国家権力は「憲法」に拘束され、国家権力は「憲法」に従って行使されなければならない（**立憲主義**）。

4 基本的人権の分類

基本的人権とは日本国憲法で保障された権利のことで、10～40条に規定されている。

※基本的人権は憲法上認められた権利なので、**原則として国家に対して主張できる。** ←注意！

◎人権の種類 ※しっかり目を通して下さい。

人権の性質	人権の種類
基本的人権の原則・規定	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の本質（11条） ・権利・自由に伴う義務と責任（12条） ◎権利の保障と公共の福祉による限界、幸福追求権（13条） ◎法の下での平等（14条）
◎自由権 → 国家の干渉の排除を求める権利をいう	<ul style="list-style-type: none"> ◎【精神的自由権】※判例導出（特に2番目と3番目） ・思想・良心の自由（19条） ◎信教の自由（20条）→「政教分離原則」制度を保障 ◎集会・結社・表現の自由・検閲の禁止（21条） ・学問の自由（23条）→「大学の自治」制度を保障【経済的自由権】 ・居住、移転の自由（22条） ◎職業選択の自由（22条）※職業選択の自由（営業の自由）を含む ◎財産権（29条）→「私有財産制度」を保障【身体的自由権（人身の自由） ・奴隷的拘束・苦役からの自由（18条） ・刑事裁判の基本原則（31条・39条） ・被疑者、被告人の権利（33～38条）
受益権（国務請求権） →国家に対し、基本的人権が侵害された際に、 救済行為を要求できる権利	<ul style="list-style-type: none"> ・請願権（16条） ・国家賠償請求権（17条）→「国家賠償法（全6条）」で具体化 ・裁判を受ける権利（32条） ・刑事補償請求権（40条）
◎ 参政権 → 国民が政治に参加する権利 （外国人には保証されない権利）	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員の選定罷免権（15条）※「成年者」による普通選挙を保障 ・憲法改正に対する国民投票権（96条） ・地方特別法に対する住民投票権（95条） ・地方公共団体の長、議会の議員等の選挙権（93条）
◎ 社会権 →国民が国家に対して、 生活条件の確保を国に求める権利	<ul style="list-style-type: none"> ◎生存権（25条）→生活保護などの実施 ・教育を受ける権利（26条）※義務教育の無償 ・勤労の権利（27条） →労働三権：「団結権」「団体交渉権」「団体行動権（争議権）」
国民の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに教育を受けさせる義務（26条） ・勤労の義務（27条） ・納税の義務（30条）

※法律や条例などは、国民や住民に義務を課することが多い。他方、憲法（人権規定）は、「国民」に対して、さまざまな権利を保障し、「国家」に対して、さまざまな義務を課す法である。

5 権力分立

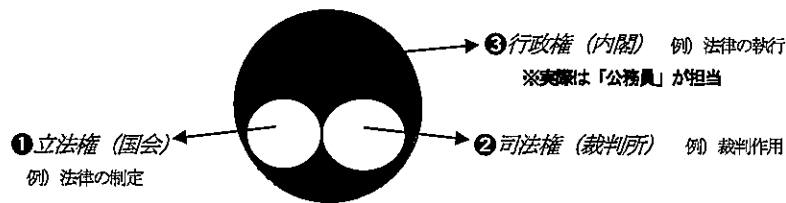
日本国憲法は、国民に対して基本的人権を保障している 例) 信教の自由、表現の自由など

↓

この人権を国家が不当に侵害しないように、憲法は国家権力を制限するために国家権力を三権(立法権・行政権・司法権)に分け(権力分立・三権分立)、それぞれの組織や制度について規定している。

- ①立法権 (国会) = 一般的抽象的な法規範 (法律) を制定する作用 ※憲法 41~64 条
- ②司法権 (裁判所) = 具体的な争訟事件につき、法を適用して解決する作用 ※憲法 65~76 条
- ③行政権 (内閣) = 国家の作用—立法権+司法権 (控除説) ※憲法 76~82 条

国家の作用 (権力分立)



第2部 行政法

1 行政について

(1) 行政の役割—法律の執行とは?

「法律の執行」とは、憲法及び法律が目的とするところを実現するために必要な措置を講ずることをいう。⇒国民の代表である「国会」(立法府)が制定した法律の内容を、「内閣」(行政府)が実現する。

★法律の執行の具体例

<税金を徴収するケース>

憲法 30 条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」(納税の義務)。

↓

憲法 30 条を受けて、国会は各種の税に関する法律 (地方税法、消費税法など) を制定 (税納税の基準や徴税の方法などを規定)。

↓

行政 (国・都道府県・市区町村) は、税法の規定に基づき、国民に対して課税処分を実施する。

※これが法律の執行

↓

課税処分により、国民は納税の義務を負うこととなり、これを履行することで国は税金を確保する。

※憲法・法律の目的を実現

<生活保護を支給するケース>

憲法 25 条 1 項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(生存権を保障)。

↓

憲法 25 条を受けて、国会は、生活保護法など生存権を保障するための各種の法律を制定 (憲法 25 条の生存権を具体化。誰に、どのような内容を、どの程度保障するかを具体的に規定)。

↓

生活に困窮している人は、行政 (市区町村) に生活保護の申請 (お願いをすること) を行なう。

※これが法律の執行。憲法・法律の目的を実現

↓

行政機関は、申請者が生活保護の受給対象者としての要件を備えているか否かを審査・検討し、要件が具備されていると認められれば、具体的な支給額を決定し、生活保護のための金銭を支給する。

2 行政はどのような活動を行なうのか?

i 給付行政 (授益行政)

国民の福祉の実現・増進の目的から、国民に財、役務、情報等の給付をずる行政活動をいう。

例) 生活保護の支給・子育て支援・補助金の交付・道路や公園等の整備・学校教育施設の拡充など

ii 規制行政 (侵害行政)

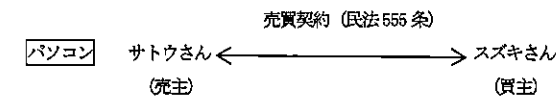
社会秩序の維持・危険防止の目的から、私人の権利・自由に対して規制を加える行政活動をいう。

例) 税金の徴収 (課税処分)・営業免許の取消し、停止処分・交通違反の取り締まり・違法建築物の除却命令など

第3部 民法

1 民法とは

民法は、社会生活における私人と私人の関係を規律する法律 (私法)をいう (全 1044 条)。



【民法 555 条】

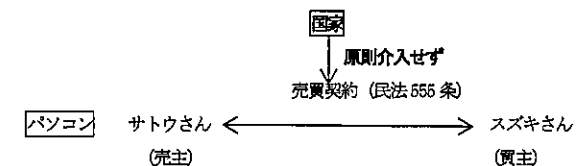
「売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」

2 近代民法の基本原則

(1) 私的自治の原則 ※他に「権利能力平等の原則」「所有権絶対の原則」がある。←民法の三大原則

私法上の法律関係については、個人が自由意思に基づき、自律的に形成することができる。

∴個人は合理的思考に基づき、自らの判断で行動できるから



(2) 私的自治の原則の具体的内容

①契約自由の原則：契約するかしないか、いくらで取引するかは原則として契約当事者の自由である。

②自己責任の原則：自分が行った行為にしか責任を負わない。

③過失責任の原則：故意または過失により他人に損害を与えた場合、責任 (例・損害賠償) を負う。

→もともと、前述の近代民法の基本原則は修正されており、民法 1 条において、民法上の権利も無制限でないこと

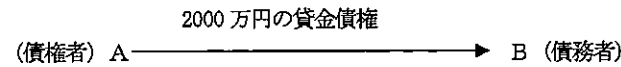
(1項)、「信義誠実の原則 (信義則)」「(2項) 権利濫用の禁止 (3項) が規定されている。また、私的自治への

国家の後見的介入もなされており、経済的社会的弱者のために各種の社会立法による規制が存在する (例・労働法

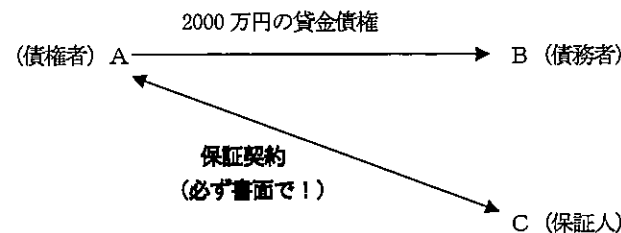
→労働者を保護、借地借家法→賃借人を保護)。

3 事例問題

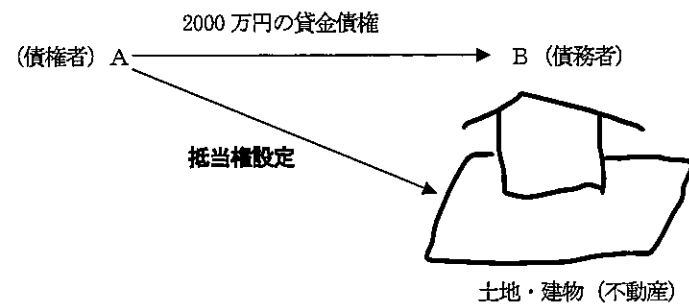
令和3年12月10日に、AはBに対して2000万円を貸し付けた。弁済期は令和4年6月1日である。AがBから確実に2000万円を回収するために、どのような手段を取ることができるか。



手段1: _____



手段2: _____



第4部 おわりに

公務員試験に合格するために必要なのは、才能やいわゆる自頭の良さではありません。また、出身大学がどこか、学部がどこか、新卒か既卒であるかも関係ありません。

公務員試験は努力が報われる試験です。

①「絶対合格するぞ!」という強い思いを持ち続けること。

→自分自身を過少評価しない、最初から無理だと思わない、目標を高く持つこと!

②「受験」勉強をすること。

→出題傾向や問題のクセを把握する、試験に必要な情報を収集する、問題を解く力や必要な知識をインプットする時間を取るなど(講義に出るだけ、きれいなノート作りだけで満足しないこと!)

③受験勉強を一定期間続けていく「継続性」

→特に、③の継続性はとても一番大事だと言えるでしょう(公務員試験に限らず、何事も続けることは容易ではありませんが、物事を成すためには必要不可欠な要素です)。

以上の3つがあれば、必ず合格への扉は開かれます。

コロナ禍の中で大変ですが、最終合格を目指して一歩ずつ頑張ってください!

~自己紹介~

名前 : 紺野 健老 (こんの けんいち)

担当科目 : 法律系科目(憲法・行政法・民法)、行政学、社会科学、論作文、面接対策などを担当

講師歴 : 10年以上

出身 : さいたま市浦和区出身。現在は桜新町(おはぎと「サザエさん」の街で有名)に在住。

趣味 : 食べ歩き、カフェ巡り、海外旅行、野球(大の巨人ファン。大学、高校野球も大好き)、サッカー(浦和レッズと日本代表を応援)、大相撲観戦、ディズニーランド(好きなキャラはダンボ)、カラオケ(年に1回オールします)、歴史(かなりの歴オタ)、facebookなど

関心事項 : 雇用問題、災害対策、今後の埼玉県、さいたま市の発展など

好きな言葉 : 「我が道一つをもって是を貫く」、「無理は人の心が作り出すもの」

経歴 : 在学中に公務員試験に合格し、数年間公務員として勤務。国家I種(現・総合職)の法律職、II種(現・一般職)、埼玉県地方上級に最終合格。退職後は、公務員の受験経験、実務経験を活かして公務員試験対策の講義および受験指導などに携わり現在に至る。

講師を始めたきっかけ

: 漠然とではあるが、高校生の頃から塾の先生になりたいと思っていた。そう思ったのは、大学受験のときにすごくお世話になった塾の先生の影響を強く受けたことによる。中学時代に落ちこぼれて、いわゆる「進学校」ではない高校に進学した自分をその先生は見下したり、出来ないといふ決めつけずに本気で合格させようとして引っ張って下さった。その先生のように、目標に向かって頑張っている受験生を全力でバックアップしたいと思い、受験指導を始めて現在に至っている。

公務員をめざした理由

: 大学入学後は外交官になりたいという漠然とした思いはあったものの、特に明確な将来設計もなくサークルの運営、アルバイト等に明け暮れていたが、大学3年生のときに埼玉県が主催した「埼玉県青年洋上大学」(船で中国を訪問し、中国の大学生、社会人たちと交流)に参加した際に、県の国際交流課の職員たちの奮闘振りを見て感銘を受けて公務員の道をめざすことにした。

今回の講義の確認テスト

○×問題

- 1 法と道徳は共に人間の良心に代表される内心の意思を規律する規範である ()
- 2 法も道徳も共に規範として強制力を承認している ()
- 3 慣習法は、既存の慣習を法理として明文化したものである ()
- 4 憲法と法律には、上下関係があり、制定の仕方においても違いがある。 ()
- 5 日本国憲法の改正は、衆参両議院で出席議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民投票において過半数の賛成を必要とする。 ()
- 6 日本国憲法は、国民主権主義、基本的人権の保障及び三権分立の3つを基本原理としている。 ()
- 7 自由権は、社会国家思想が支配的になってきた現代資本主義諸国の憲法で、新しく保障されるに至った人権である。 ()
- 8 自由権の保障は、国家権力の消極的な不干涉（国家が干渉しないということ）によって実現されるものである。 ()
- 9 参政権（例・選挙権）は、日本に在留する外国人にも等しく保障される。 ()
- 10 たとえ国会の両議院の全議員が賛成してできた法律であっても、その法律が憲法の規定に矛盾、抵触する場合には当該法律の効力は認められない。 ()

—メモ欄—

／10

解答

- 1 × 法は人間の外的な行為を規律する
- 2 × 道徳は強制力をもたない
- 3 × 慣習法は不文法である
- 4 ○ 憲法は国民が制定するのに対し、法律は国会が制定するものである。また、憲法の方が効力が強い。
- 5 × 「出席」議員ではなく、「総」議員の3分の2である。引っかけに注意！
- 6 × 三権分立ではなく、「平和主義（戦争放棄）」である。民間企業の筆記試験でも聞かれたことがある。
- 7 × 自由権ではなく、社会権である。社会権は社会的、経済的弱者を救済しようとする国家観（福祉国家）の中で生まれた権利である。社会権の代表は生存権（憲法25条）である。
- 8 ○ 自由権は国家からの干渉の排除を求める権利である。よって、自由権は国家の不干涉（国家が干渉しないこと）によって実現されるものであるということが出来る。
- 9 × 参政権は外国人には保証されない。参政権、例えば国政参政権は国の政治を動かす国会議員を選挙する権利であるが、国民主権（国の政治の在り方は国民自身が決めるということ）の見地から、日本国民のみに保障されるべきだからである。
- 10 ○ 憲法は国の最高法規であり、憲法の規定に矛盾する法律、命令等はその効力を有しない。

★入門講義、お疲れさまでした(^) 公務員試験は受験科目が多く覚えることも多く大変ですが、先は長いので焦らず慌てずにじっくりと頑張ってください！